

三浦市地域防災計画

(資料編)

目次

1	連絡先一覧	1
1-1	神奈川県	1
1-2	市町村	3
1-3	三浦市医師会	4
1-4	横須賀市歯科医師会	4
1-5	自衛隊	5
1-6	防災関係機関	6
1-7	防災協定等に基づく業務の内容及び要請先	7
2	情報伝達	10
2-1	警報・注意報の種類及び発表基準(三浦市)	10
2-2	気象庁震度階	11
2-3	津波警報・注意報、津波予報の種類と解説	12
2-4	防災気象情報関連サイト一覧	13
2-5	南海トラフ地震に関連する情報	15
2-6	神奈川県防災行政通信網専用電話番号簿(抜粋)	16
2-7	三浦市防災行政無線システム系統図	19
2-8	三浦市防災行政無線設備群セレコール一覧表(屋外子局)	20
2-9	津波警報等伝達系統図及び伝達文例	23
3	被害調査	25
3-1	被害の分類認定基準	25
3-2	火災・災害等即報要領	28
4	避難・救護・防疫	39
4-1	地区別避難先一覧	39
4-2	避難情報の発令基準一覧	43
4-3	市内医療機関(医師会・歯科医師会)一覧	45
4-4	医薬品取扱業者(薬剤師会薬局)一覧	46
4-5	火葬場	48
4-6	ごみ収集車等車両一覧	48
4-7	ごみ処理施設	48
4-8	し尿収集車両及び配置作業員の状況	49
4-9	し尿処理施設の現況	49
4-10	汚水処理施設	49
4-11	土砂災害防災法の改正に伴う要配慮者利用施設一覧表(サービス別)	50
4-12	土砂災害防災法の改正に伴う要配慮者利用施設一覧表(警戒区域別)	50
5	ライフライン	53
5-1	配水池施設一覧	53
5-2	水源施設一覧	54
5-3	応急給水用資機材整備状況一覧	55
5-4	鋼板プールによる貯水量・給水範囲	56

5-5	100トン型飲料水兼用耐震性貯水槽一覧	56
6	物資・復旧資材	57
6-1	防災備蓄倉庫一覧	57
6-2	防災資機材備蓄一覧	58
6-3	自主防災隊器具庫一覧	59
6-4	自主防災隊スタンドパイプ配置一覧	61
6-5	三浦市建設業災害時緊急工作隊編成表	62
6-6	広域応援活動拠点施設	62
6-7	応急仮設住宅標準仕様書（標準タイプ）（組立ハウス）	63
6-8	応急仮設住宅標準図 一般図	64
7	緊急輸送	68
7-1	公用車両一覧	68
7-2	車両給油取扱所一覧	69
7-3	緊急輸送路線図	70
7-4	大震災発生時における緊急交通路指定想定路線	71
7-5	ヘリコプター臨時離着陸場一覧	71
7-6	舟艇等の接岸可能地点一覧	72
7-7	緊急物資受入施設	72
8	条例・要綱	73
8-1	三浦市防災会議条例	73
8-2	三浦市防災会議委員名簿	75
8-3	三浦市災害対策本部条例	76
8-4	三浦市災害対策本部要綱	77
8-5	災害事前体制	85
8-6	配備体制別配備人員一覧表	86
8-7	三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例	88
8-8	三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	92
8-9	三浦市災害見舞金等支給規程	95
8-10	三浦市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱	97
8-11	三浦市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱	99
8-12	三浦半島・相模湾排出油等防除協議会会則	101
8-13	三浦半島・相模湾排出油防除協議会 会員名簿	104
9	消防団	105
9-1	消防団詰所及び車両等一覧	105
10	その他	106
10-1	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	106
10-2	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所図	107
10-3	土砂災害警戒区域一覧表	108
10-4	土砂災害警戒区域図	112
10-5	砂防指定地一覧	113
10-6	準防火地域指定図	114
10-7	過去の浸水被害状況	115
10-8	危険物施設別貯蔵一覧	116
10-9	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律対象事業所数	116
10-10	ライフライン関係事業所者等	116
10-11	高圧ガス保安法対象事業所数	117

10-12	火薬類取締法対象事業所数.....	117
10-13	毒物・劇物届出事業所数.....	117
10-14	防災隊・婦人消防隊結成区一覧.....	118
10-15	応急教育の実施場所一覧.....	120
11	神奈川県機関の防災業務の要約.....	121
11-1	横須賀三浦地域県政総合センター（横須賀三浦現地災害対策本部）..	121
11-2	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター.....	124
11-3	神奈川県東部漁港事務所.....	125
11-4	神奈川県横須賀土木事務所.....	129
11-5	神奈川県水産技術センターにおける漁業無線を利用した防災計画.....	132
11-6	三崎警察署.....	138
様式一覽	139
被害状況調査等様式	140
被害報告様式	149

1 連絡先一覧

1-1 神奈川県

(1) 暮らし安全防災局

組織名	課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政通信網	住所
暮らし安全防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
			045-210-8829		
		企画調整グループ	045-210-3418	9-400-9300	
			045-210-8829		
	危機管理対策課	危機管理対策グループ	045-210-3465		
			045-210-8829		
		情報通信グループ	045-210-3441	9-400-9302	
			045-210-8829	9-400-9303	
	災害対策課	計画グループ	045-210-3425	9-400-9304	
			045-210-8829		
		応急対策グループ	045-210-3430	9-400-9301	
			045-210-8829		
		支援調整グループ	045-210-5945		
			045-210-8829		
		訓練指導グループ	045-210-3433		
			045-210-8829		
	消防課	企画グループ	045-210-3444		
			045-210-8829		
		推進グループ	045-210-3436	9-400-9305	
			045-210-8829		
工業保安課	火薬電気グループ	045-210-3475	9-400-9225		
		045-210-8830			
	コンビナートグループ	045-210-3479			
		045-210-8830			
	高圧ガスグループ	045-210-3484			
		045-210-3489			
		045-210-8830			
休日・夜間の気象情報	当直員	—			
		045-210-6409			

(2) 各局等

組織名	課名	係名	電話番号 FAX番号	防災行政通信網	住所
警察本部	危機管理対策課	第一係	045-211-1212	9-638-9209	〒231-8403 横浜市中区 海岸通2-4
			(5771~3)		
		第二係	045-212-0796		
			045-211-1212		
		第三係	(5781~3)		
			045-212-0796		
		045-211-1212			
		(5775~6)			
		045-212-0796			

(3) 水防本部

組織名	課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政通信網	住所
県土整備局	河川課	防災グループ	045-210-6491	9-400-9352	〒231-8588 横浜市中区 日本大通1
			045-210-8890		
		水防本部	045-210-6520		
			045-210-8890		

(4) 地域県政総合センター

組織名	部名	課名	電話番号 FAX番号	防災行政通信網	住所
横須賀三浦 地域県政 総合センター	総務部	県民・防災課	046-823-0210	9-401-9276	〒238-0006 横須賀市 日の出町 2-9-19
			046-824-2459		

1 - 2 市町村

市町村名	室 課 名	電話番号	防災行政通信網	住 所
		FAX番号		
横浜市	総務局	045-671-4351	9-640-9201	〒231-0017
	危機管理課	045-641-1677		横浜市中央区港町1-1
川崎市	総務企画局	044-200-2840	9-641-9203	〒210-8577
	危機管理室	044-200-3972		川崎市川崎区宮本町1
相模原市	危機管理局	042-769-8208	9-557-9207	〒252-5277
	危機管理課	042-769-8326		相模原市中央区中央
横須賀市	市長室	046-822-8357	9-550-9201	〒238-8550
	危機管理課	046-827-3151		横須賀市小川町11
平塚市	防災危機管理部	0463-21-9734	9-551-9209	〒254-8686
	災害対策課	0463-21-1525		平塚市浅間町9-1
鎌倉市	防災安全部	0467-23-3000	9-552-9300	〒248-8686
	総合防災課	0467-23-3373		鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災案全部	0466-25-1111	9-553-9202	〒251-8601
	防災政策課	0466-50-8401		藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災安全部	0465-33-1855	9-554-9307	〒250-8555
	危機管理課	0465-33-1858		小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	市民安全部	0467-82-1111	9-555-9209	〒253-8686
	防災対策課	0467-82-1540		茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部	046-873-1111	9-556-9209	〒249-8686
	防災課	046-864-1166		逗子市逗子5-2-16
三浦市	総務部	046-882-1111	9-558-9201	〒238-0298
	防災課	046-882-1166		三浦市城山町1-1
秦野市	くらし安心部	0463-82-9621	9-559-9209	〒257-8501
	防災課	0463-82-6793		秦野市桜町1-3-2
厚木市	危機管理部	046-225-2190	9-560-9201	〒243-8511
	危機管理課	046-223-0173		厚木市中町3-17-17
大和市	市長室	046-260-5777	9-561-9202	〒242-8601
	危機管理課	046-261-4592		大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部	0463-94-4711	9-562-9209	〒259-1188
	防災課	0463-95-7613		伊勢原市田中348
海老名市	市長室	046-235-4790	9-563-9209	〒243-0492
	危機管理課	046-231-2343		海老名市勝瀬175-1
座間市	市民部	046-252-7395	9-564-9201	〒252-8566
	安全防災課	046-252-7773		座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	総務防災部	0465-73-8055	9-565-9209	〒250-0192
	防災安全課	0465-72-1328		南足柄市関本440
綾瀬市	総務部	0467-70-5641	9-566-9201	〒252-1192
	防災対策課	0467-70-5701		綾瀬市早川550
葉山町	総務部	046-876-1111	9-567-9201	〒240-0192
	防災安全課	046-876-1717		葉山町堀内2135
寒川町	町民部	0467-74-1111	9-568-9209	〒253-0196
	町民安全課	0467-74-9141		寒川町富山165
大磯町	政策総務部	0463-61-4100	9-569-9204	〒255-8555
	危機管理課	0463-61-1991		大磯町東小磯183
二宮町	政策総務部	0463-71-3311	9-570-9209	〒259-0196
	防災安全課	0463-73-0134		二宮町二宮961
中井町	地域防災課	0465-81-1111	9-571-8204	〒259-0197
	防災班	0465-81-1443		中井町比奈窪56
大井町	総務安全課	0465-85-5002	9-572-9202	〒258-8501
	防災安全室	0465-82-9965		大井町金子1995
松田町	総務課	0465-84-5540	9-573-3202	〒258-8585
	安全防災担当室	0465-83-1229		松田町松田惣領2037
山北町	総務防災課	0465-75-3643	9-574-9209	〒258-0195
		0465-75-3660		山北町山北1301-4
開成町	町民サービス部	0465-84-0314	9-575-9206	〒258-8502
	環境防災課	0465-82-3274		開成町延沢773
箱根町	総務部	0460-85-9561	9-576-9209	〒250-0398
	総務防災課	0460-85-9574		箱根町湯本256
真鶴町	総務課	0465-68-1131	9-577-9209	〒259-0202
		0465-68-5119		真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111	9-578-9201	〒259-0392
		0465-62-1991		湯河原町中央2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-2111	9-579-9202	〒243-0301
		046-285-4091		愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212	9-580-9201	〒243-0195
		046-288-1767		清川村煤ヶ谷2216

1 - 3 三浦市医師会

事務局	電 話 番 号 F A X 番 号	住 所
	046-881-2376 046-881-2392	三浦市三崎町六合 32 三浦合同庁舎内

1 - 4 横須賀市歯科医師会

事務局	電 話 番 号 F A X 番 号	住 所
	046-823-0062 046-823-0084	横須賀市日の出町 2 丁目 9 番

1 - 5 自衛隊

部隊名	室 課 名	電話番号	防災行政通信網	住 所
		FAX番号		
陸上自衛隊東部方面混成団本部	訓練科	046-856-1291		〒238-0392
		(内線420)		横須賀市御幸浜1-1
		046-856-1291		
		(内線425)		
陸上自衛隊第31普通科連隊	第3科	046-856-1291	9-486-9201	〒238-0392
		(内線634)		横須賀市御幸浜1-1
		046-856-1291		
		(内線614、690)		
海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	046-822-3500	9-637-9209 (オペレーションルーム)	〒238-0046
		(内線2543)		横須賀市西逸見町1丁目無番地
		046-823-1009		

1 - 6 防災関係機関

	機関名	住所	電話番号
1	関東総合通信局電波監理部	三浦市初声町高円坊1691	046-888-2181
2	横須賀海上保安部	横須賀市田浦港町無番地	046-862-0118 (救難課)
3	関東農政局神奈川拠点	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-0584 (地方参事官室)
4	横浜地方气象台	横浜市中区山手町99	045-621-1999
5	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
6	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	三浦市三崎町六合32	046-882-6811
7	神奈川県東部漁港事務所	三浦市晴海町1-7	046-882-1233
8	神奈川県横須賀土木事務所	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800
9	神奈川県水産技術センター	三浦市三崎町城ヶ島119	046-882-2311
10	神奈川県三崎警察署	三浦市三崎町六合3	046-881-0110
11	日本郵便(株)三浦郵便局	三浦市三崎町諸磯43-1	046-881-5322
12	日本郵便(株)南下浦郵便局	三浦市南下浦町上宮田3391-1	046-888-2244
13	日本郵便(株)城山郵便局	三浦市城山町10-7	046-882-6454
14	日本郵便(株)松輪郵便局	三浦市南下浦町松輪1617-1	046-886-0310
15	日本郵便(株)三崎郵便局	三浦市三崎町5丁目245-7	046-882-3311
16	日本郵便(株)初声郵便局	三浦市初声町入江52-1	046-888-3180
17	東日本電信電話(株) 神奈川事業部整備部災害対策室	横浜市中区山下町198	045-212-8945
18	東京電力(株)藤沢支社横須賀制御所	横須賀市若松町1-17	046-826-2560 (非常体制時)
19	東京ガス(株)横浜支社	横浜市中区羽衣町1-2-1	045-253-5428
20	京浜急行バス(株)三崎営業所	三浦市東岡町11-63	046-882-6020
21	京浜急行電鉄(株)三浦海岸駅	三浦市南下浦町上宮田1497	046-888-0231
22	陸上自衛隊東部方面混成団本部訓練科	横須賀市御幸浜1-1	046-856-1291
23	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	横須賀市御幸浜1-1	046-856-1291
24	海上自衛隊横須賀地方総監部第3幕僚室	横須賀市西廻元町1丁目無番地	046-822-3500
25	三浦危険物安全協会	三浦市初声町下宮田5-11	046-884-0119
26	三浦市医師会	三浦市三崎町六合32	046-881-2376
27	横須賀市歯科医師会	横須賀市日の出町2-9	046-823-0062
28	神奈川県薬剤師会三浦支部	三浦市初声町入江76-1	046-888-1511
29	(一社)神奈川県トラック協会	横浜市長北区新横浜2-11-1	045-471-5511
30	(公社)神奈川県LPガス協会 横須賀三浦支部	横須賀市佐原4-4-9	046-830-3012
31	みうら漁業協同組合	三浦市三崎5丁目12-5	046-881-7261
32	みうら漁協南下浦支所金田湾販売所	三浦市南下浦町金田1009	046-888-0525
33	みうら漁協南下浦支所松輪販売所	三浦市南下浦町松輪506	046-886-1746
34	三和漁業協同組合上宮田支所	三浦市南下浦町上宮田540	046-888-0024
35	三和漁業協同組合城ヶ島支所	三浦市三崎町城ヶ島500-28	046-882-2160
36	諸磯漁業協同組合	三浦市三崎町諸磯1871	046-882-2843
37	三和漁業協同組合	三浦市初声町三戸1090-3	046-888-2056
38	三浦市農業協同組合本店	三浦市初声町下宮田3204-1	046-888-3145
39	三浦市農業協同組合三崎支店	三浦市栄町8-10	046-881-5281
40	三浦市農業協同組合上宮田支店	三浦市南下浦町上宮田1491-2	046-888-0155
41	三浦建設業組合	三浦市南下浦町上宮田3040	046-888-5321
42	三浦建設業協会	三浦市南下浦町金田2131-1	046-886-1525
43	神奈川県水難救済会三浦救難所	三浦市三崎5丁目12-5	046-881-7261
44	神奈川県水難救済会南下浦救難所	三浦市南下浦町松輪506	046-886-1434

1-7 防災協定等に基づく業務の内容及び要請先

(1) 事業者(団体)等との協定等

区分	協定分類	協定内容等	電話番号	協定締結先	締結年月日	締結主体部局
1	輸送	トラック輸送	(一社)神奈川県トラック協会 本部：045-471-5511 横浜サービスセンター：045-471-8884	横浜市港北区新横浜2-11-1	H6.4.1	総務部
2	輸送	海上輸送	三和漁業協同組合城ヶ島支所 046-882-2160	三浦市三崎町城ヶ島500-28	H17.6.1	総務部
3	輸送	海上輸送	松輪乗合船組合 046-886-1110 (代表：喜平治丸)	三浦市南下浦町松輪423	H19.5.22	総務部
4	輸送	海上輸送	三浦沖釣船組合 046-881-0282 (代表：えいあん丸)	三浦市三崎5丁目-10-4	H19.7.13	総務部
5	輸送	海上輸送	みうら漁協小網代支所遊漁部会 046-881-4511 (代表：やまさ丸)	三浦市三崎町小網代1429	H19.7.13	総務部
6	輸送	海上輸送	(株)トライアングル 046-825-7144	横須賀市小川町28-1	H27.1.28	神奈川県
7	食料	食料品	生活協同組合コープかながわ生活共同組合連合会ユークロ事業連合 045-472-7975	横浜市港北区新横浜2-5-11	H9.3.19	総務部
8	飲料	飲料水	タイトードリンク(株)横須賀営業所 046-884-6961	横須賀市内川1-6-9	H20.4.1	総務部
9	飲料	飲料水	(株)ジャパンビバレッジ磯子営業所 045-774-8911	横浜市金沢区鳥浜町11-4	H20.4.1	総務部
10	飲料	飲料水	コカ・コーラセントラルジャパン(株)横須賀支店 046-835-6981	横須賀市池田町4-5-26	H20.4.1	総務部
11	飲料	飲料水	大塚製薬(株)横浜支店 045-314-5261	横浜市西区北幸2-15-1	H20.4.1	総務部
12	飲料	飲料水	(株)八洋横浜営業所 045-937-6888	横浜市都筑区池辺町4868-2	H20.4.1	総務部
13	飲料	飲料水	日本ペプシコーラ販売(株) 045-776-1030	横浜市金沢区幸浦1-12-1	H21.4.1	総務部
14	飲料	飲料水	アサヒカルピスビバレッジ(株)首都圏支社 045-834-3109	横浜市港南区港南台7-46-9	H22.8.10	総務部
15	物資	生活必要物資	富士シティオ(株)FUJI三崎店 046-881-2711	三浦市原町16-4	H21.2.18	総務部
16	物資	生活必要物資	(株)クワイエットエス・ディ総務部三浦海岸店 046-888-2051	三浦市南下浦町上宮田3390-2	H21.2.18	総務部
17	物資	生活必要物資	(株)クワイエットエス・ディ総務部三浦三崎店 046-881-0400	三浦市栄町8-2	H21.2.18	総務部
18	物資	生活必要物資	京急ストア三崎東岡店 046-881-0453	三浦市東岡町10-34	H21.2.18	総務部
19	物資	生活必要物資	京急ストア三浦海岸店 046-889-0453	三浦市南下浦町上宮田3258	H21.2.18	総務部
20	物資	生活必要物資	三浦市農業協同組合 046-888-3145	三浦市初声町下宮田3024-1	H17.4.1	総務部
21	物資	生活必要物資	(協)三浦市商店街連合会 046-881-5111	三浦市三崎2丁目22-16	H7.4.1	総務部
22	物資	生活必要物資	みうらピーチ商店会 046-888-6010	三浦市南下浦町上宮田3274	H7.4.1	総務部
23	物資	生活必要物資	(株)カインズ 0495-88-7100 (代表：人事部) 046-888-0333 (三浦店)	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1 (本部) 三浦市初声町入江273-3 (三浦店)	H26.2.20	総務部
24	物資	生活必要物資	(株)ベシア 027-210-0001 (本部) 046-889-0077 (三浦店)	群馬県前橋市亀里町900 (本部) 初声町下宮田5-16 (三浦店)	R1.8.1	総務部
25	物資	テント・資機材	(株)セレスポ 045-372-1113	東京都豊島区北大塚1-21-5	H8.6.20	総務部
26	臨時収容	帰宅困難者等緊急受入施設	(株)四季の自然舎マホロバ 046-889-8933	三浦市南下浦町上宮田3231	H21.2.13	総務部
27	臨時収容	帰宅困難者等緊急受入施設	城ヶ島京急ホテル 046-881-5151	三浦市三崎町城ヶ島693	H21.2.13	総務部
28	臨時収容	帰宅困難者等緊急受入施設	ホテル京急油壺観潮荘 046-881-5211	三浦市三崎町小網代1152	H21.2.13	総務部
29	臨時収容	要援護者緊急受入施設	社会福祉法人 阿部睦会 美山特別養護老人ホーム 046-888-3048	三浦市初声町下宮田1846	H20.4.25	総務部
30	臨時収容	要援護者緊急受入施設	社会福祉法人 啓生会 特別養護老人ホーム はまゆう・たんぼぼ 046-881-0167	三浦市三崎町諸磯1411-1	H20.4.25	総務部
31	臨時収容	要援護者緊急受入施設	学校法人 三浦幼稚園 046-888-3124	三浦市南下浦町上宮田479	H21.2.13	総務部
32	臨時収容	要援護者緊急受入施設	社会福祉法人 三崎二葉会 上宮田小羊保育園 046-888-5414	三浦市南下浦町上宮田3190-1	H21.2.13	総務部
33	臨時収容	要援護者緊急受入施設	学校法人 杉田学園 油壺幼稚園 046-881-6945	三浦市三崎町諸磯79-1	H21.2.13	総務部
34	臨時収容	要援護者緊急受入施設	学校法人 花園学園 榎の御所幼稚園 046-881-5305	三浦市向ヶ崎町11-1	H21.10.6	総務部
35	臨時収容	要援護者緊急受入施設	小網代暖館 046-881-7770	三浦市三崎町小網代1369-1	H30.4.1	総務部
36	臨時収容	要援護者緊急受入施設	社会福祉法人 聖隷福祉事業団介護付有料老人ホーム油壺エデンの園 046-881-2150	三浦市三崎町諸磯1500	R1.8.1	総務部
37	臨時収容	避難施設	県立三浦初声高等学校 和田キャンパス 046-888-1036	三浦市初声町和田3023-1	H17.9.1	総務部
38	臨時収容	避難施設(津波避難ビル)	県営初声シーサイドタウン1号棟及び8号棟 045-311-8105	横浜市西区岡野2-12-20	H26.10.16	総務部
39	臨時収容	避難施設(津波避難ビル)	(株) ゆうあいメディカルサポート (はなことば三浦) 045-548-3228 046-880-0170 (はなことば三浦)	神奈川県横浜市西区北幸2-8-4 三浦市諏訪町3-5	H26.10.16	総務部
40						
41	労力提供	障害物の除去等	(有) 三浦重機 046-888-2795	三浦市南下浦町上宮田3257-5	S53.5.25	総務部
42	労力提供	障害物の除去等	(社)神奈川県自動車整備振興会 横須賀支部 046-835-3617	横須賀市佐原2-2-1	H20.3.27	総務部
43	労力提供	道路啓開・建築物の解体撤去等	三浦建設業認可組合 (第1班) 046-881-5111	三浦市三崎3丁目12-19	H14.11.7	総務部
44	労力提供	道路啓開・建築物の解体撤去等	三浦市建設業土木協会(休止中) (第2班) 046-881-2127	三浦市南下浦町金田1593-3	H14.11.7	総務部

45	労力提供	道路啓開・建築物の解体撤去等	三浦市建設業協会	(第3班) 046-886-1525	三浦市南下浦町金田2131-1	H14.11.7	総務部
46	労力提供	仮設住宅の建設等	三浦建設業組合	046-888-5321	三浦市南下浦町上宮田3040	H6.4.1	総務部
47	労力提供	応急給水	三浦市管工事協同組合	046-882-5092	三浦市三崎町小網代12-3	H19.3.30	上下水道部
48	燃料	L P G	(公社)神奈川県L Pガス協会横須賀三浦支部	046-830-3012	横須賀市佐原4-4-9	H6.4.1	総務部
49	燃料	石油製品等	神奈川県石油商業組合 横須賀三浦支部三浦ブロック	046-881-4671 (ブロック長: 吉澤石油)	三浦市三崎町諸磯319	H19.7.6	総務部
50	医療	医療救護	三浦市医師会	046-881-2376	三浦市三崎町六合32	H24.7.17	総務部
51	医療	医療救護	横須賀市歯科医師会	046-823-0062	横須賀市日の出町2丁目9番	H24.7.17	総務部
52	医療	医薬品等	神奈川県薬剤師会 三浦支部	046-888-1511 (初声営業所 佐藤薬局)	三浦市初声町入江76-1	H7.4.1	総務部
53	葬祭用品	霊柩自動車、棺等葬祭用品の供給	神奈川県葬祭業協同組合	045-721-8607 (本部) 046-888-0347 (金子慈光堂)	横浜市南区永田東2-1-20-302 三浦市上宮田1507	H14.7.11	総務部
54	葬祭用品	霊柩自動車、棺等葬祭用品の供給	全国霊柩自動車協会	03-3357-7281 046-881-2301 (藤屋葬具店)	東京都新宿区四谷3-2-5 三浦市三崎1丁目2-23	H14.7.11	総務部
55	自治体協定	消防相互応援	神奈川県下消防相互応援協定		神奈川県下18市7町	H25.4.19	
56	自治体協定	廃棄物処理	横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害等相互応援協定		横須賀・鎌倉・逗子・三浦・葉山	H7.8.25	総務部
57	自治体協定	相互応援	災害時の相互応援協定	(総務課)026-245-1400	長野県須坂市	H7.12.25	総務部
58	自治体協定	テレメーターシステム震度計測装置の管理等	神奈川県震度情報テレメーターシステム震度計測装置の設置、管理等に関する協定		神奈川県	H22.3.1	総務部
59	自治体協定	相互応援	災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定		横須賀・鎌倉・逗子・三浦・葉山	H10.3.1	総務部
60	自治体協定	上水道	日本水道協会神奈川県支部「災害相互応援に関する覚書」		神奈川県・8市1企業団10町	S54.3.31	上下水道部
61	自治体協定	相互応援	神奈川県内市町村の相互応援に関する協定		神奈川県、県下19市(本市を含む。)・14町村	H24.3.29	総務部
62	自治体協定	電気	災害時等における太陽光発電所等の利用協力に関する協定	03-5432-2273	世田谷区	H26.3.1	総務部
63	自治体協定	相互応援	災害時における相互応援協定	0226-46-2600	宮城県南三陸町	H31.2.20	総務部
64	自治体協定	相互応援	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	0565-33-3421 (全国公設地方卸売市場協議会)	愛知県豊田市高崎町兼近70	H29.9.1	経済部
65	自治体協定	家屋被害認定調査への協力	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定	045-312-1177 (神奈川県土地家屋調査士会)	神奈川県横浜市西区楠町18-2	H29.9.21	総務部
66	自治体協定	災害時の通信回線の冗長化	神奈川県災害時情報管理システムのネットワーク冗長化に係るモバイルルータの設置等	045-210-3441	神奈川県	H30.7.18	総務部
67	その他	施設提供	県内外応援部隊活動拠点	046-889-1771	県立三浦初声高等学校入江キャンパス	H 9.12.19	総務部
68	その他	郵便等	災害時における三浦郵便局、三浦市間の協力に関する覚書	046-881-3597 (代表: 三浦郵便局)	三浦、城山、松輪、三崎、南下浦、初声郵便局	R1.9.1	総務部
69	その他	後方支援	災害時における県外応援部隊の活動拠点施設の確保に伴う災害協力	046-881-0110	三崎警察署	H 9.12.19	総務部
70	その他	防潮門扉開閉	三浦海岸保全区域内に設置の防潮門扉操作管理委託協定	046-853-8800	神奈川県横須賀土木事務所	H10. 3.20	総務部
71	その他	被災者支援及び平常時における防災意識啓発活動等	防災士の活動等に関する協定	0467-74-6422	特定非営利活動法人日本防災士会湘南支部	H21. 7.23	総務部
72	その他	設備提供	簡易トイレの提供	046-888-3317	三浦市みかん狩り組合	H17.10. 6	総務部
73	その他	ボランティア活動支援	ボランティア活動支援に関する協定	046-889-1640	三浦市社会福祉協議会	H21. 3. 19	総務部
74	その他	災害時の情報交換	災害時の情報交換に関する協定	045-316-3543	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	H23. 8. 29	総務部
75	その他	情報の発信等の確保	災害時に係る情報発信等に関する協定	03-6884-3399	ヤフー (株)	H24. 3. 2	総務部
76	その他	災害応急対策	災害時における自転車の確保等に関する協定	045-311-6168 (本部) 046-881-3243 (ハツ星モーター)	神奈川県自転車商協同組合	H24. 4. 23	総務部
77	その他	情報の発信等の確保	災害時における放送等に関する協定	03-5759-6745	(株) ジェイコム湘南	H25. 4. 15	総務部
78	その他	災害情報等の提供	大規模災害時における隊友会の支援協力に関する協定		(公社) 隊友会 武山三浦支部	H30.11.7	総務部
79	その他	避難所情報の掲載	防災関連表示付電柱看板に関する協定	045-393-9200	東電タウンプランニング (株) 神奈川総支社	H28.10.1	総務部

(4) 法令に基づくもの

要 請 先	要 請 事 項	根 拠 法 令
神奈川県知事	応援の要請と応急措置の実施	災害対策基本法第 68 条
	県職員の派遣	災害対策基本法第 30 条
	消防庁長官等の措置要求等 (緊急消防援助隊の派遣)	消防組織法第 44 条
	自衛隊災害派遣部隊の派遣	災害対策基本法第 68 条の 2
	指定(地方)行政機関の職員の派遣	災害対策基本法第 30 条
指定地方行政機関の長	指定地方行政機関の職員の派遣	災害対策基本法第 29 条
自衛隊災害派遣部隊の長	自衛隊災害派遣部隊の派遣	災害対策基本法第 68 条の 2
他の市町村長	応援の要請	災害対策基本法第 67 条
他の市長村長	消防の相互応援	消防組織法第 39 条

2 情報伝達

2-1 警報・注意報の種類及び発表基準（三浦市）

種類	基準要素	注意報	警報
大雨	表面雨量指数基準	16mm	22mm
	土壌雨量指数基準	62mm	103mm
暴風	平均風速	-	陸上 25m/s
		-	東京湾 25m/s
		-	相模湾 25m/s
暴風雪	平均風速	-	陸上 25m/s 雪を伴う
		-	東京湾 25m/s 雪を伴う
		-	相模湾 25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	12時間降雪の深さ10cm
強風	平均風速	陸上 12m/s	-
		東京湾 12m/s	-
		相模湾 12m/s	-
風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う	-
		東京湾 12m/s 雪を伴う	-
		相模湾 12m/s 雪を伴う	-
波浪	有義波高	東京湾 1.5m	東京湾 3.0m
		相模湾 2.5m	相模湾 5.0m
高潮	潮位	東京湾側 1.2m	東京湾側 1.4m
		相模湾側 1.0m	相模湾側 1.2m
雷	落雷等により被害が予想される場合		-
濃霧	視程	陸上 100m	-
		東京湾 500m	-
		相模湾 500m	-
乾燥	最小湿度35% 実効湿度55%		-
低温	夏季：最低気温16℃以下が数日継続		-
	冬季：最低気温-5℃以下		-
霜	最低気温4℃以下		-
	発表期間は原則として4月1日～5月20日		-
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		-
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm	

- * 平均風速とは、10分間の平均風速を用います。
- * 高潮警報・注意報は東京湾平均海面からの高さを基準として用います。
- * 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。降雨量の時系列から5km四方の領域ごとに算出します。

2-2 気象庁震度階

震度	人の体感・行動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	

2-3 津波警報・注意報、津波予報の種類と解説

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

種類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<予想高さ≤10m)			
	5 m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。
	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指し避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20 cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表します。

2-4 防災気象情報関連サイト一覧

(1) 気象情報

種別	気象全般
名称	気象庁ホームページ
URL	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
概要	気象警報・注意報、天気予報、気象観測データ、地震・津波、火山等、防災気象情報全般を確認することができます。

種別	気象全般
名称	横浜地方気象台
URL	http://www.jma-net.go.jp/yokohama/
概要	気象庁が設置する神奈川県内を所管する気象官署のページです。

種別	雨雲
名称	気象庁 高解像度降水ナウキャスト
URL	https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/
概要	全国の雨雲のレーダー画像が5分刻みで見ることができます。

種別	降雨予測
名称	気象庁 降水短時間予報
URL	https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html
概要	15時間先までの雨量予測を画像（動画）で見ることができます。

種別	雷雲
名称	東京電力 雨量・雷観測情報
URL	http://thunder.tepco.co.jp
概要	東京電力が提供する雨量と雷に関するサイトです。

(2) 土砂災害警戒情報を補足する情報

種別	土砂災害警戒情報を補足する情報
名称	神奈川県土砂災害情報ポータル
URL	http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html
概要	神奈川県が提供する土砂災害警戒情報を補足するサイトで、土砂災害警戒判定メッシュ情報やスネークライン図などを見ることができます。

(3) 潮位、波浪、潮汐

種別	潮位
名称	気象庁 潮位観測情報（横須賀）
URL	http://www.jma.go.jp/jp/choi/graph.html?areaCode=206&pointCode=124603
概要	気象庁が提供する潮位観測情報で、田浦町（横須賀海上保安部）にある潮位計の値を確認することができます。

種別	潮位
名称	気象庁 潮位観測情報（油壺）
URL	http://www.jma.go.jp/jp/choi/graph.html?areaCode=206&pointCode=124604
概要	気象庁が提供する潮位観測情報で、油壺にある潮位計の値を確認することができます。

種別	波浪
名称	リアルタイム ナウファス
URL	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/index.html
概要	国土交通省港湾局が提供する波浪に関するサイトです。

種別	潮汐
名称	M I R C 潮汐情報
URL	http://www.mirc.jha.or.jp/online/w/w-tide/
概要	（財）日本水路協会、海洋情報研究センターが提供する潮の干満等（当日から2週間又は4週間後までの値）に関するサイトです。

(4) 放射線モニタリング

種別	環境放射線（原子力施設）
名称	県環境放射線モニタリングシステム
URL	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/atom/index.html
概要	神奈川県が提供する原子力施設に関する環境放射線モニタリングの値を確認することができるサイトです。

2-5 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁が発表する情報で、その種類と発表条件は以下のとおりです。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上※1 の地震※2 が発生 1 カ所以上のひずみ計※3 での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※2 が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2-6 神奈川県防災行政通信網専用電話番号簿（抜粋）

*他局へかける場合は「9」+局番号+「4桁（1桁）の番号」

自局内は局番号不要

(1) 三浦市

三浦市役所（局番号 558）	
総務部防災課	9306
災害対策室（会議室）	9202
災害対策室（会議室）	9209
総務部人事課	9203
市民部市民サービス課	9204
宿直室	9205
防災行政無線室	9206
災害対策室（会議室 FAX）	9200
防災課（事務室 FAX）	9300

(2) 神奈川県庁

くらし安全防災局（局番号 400）	
総務室企画調整 G	9300
防災部災害対策課計画 G	9304
防災部災害対策課応急対策 G	9301
防災部危機管理対策課情報通信 G	9302
防災部危機管理対策課情報通信 G	9303
FAX（災害対策課）	9293
消防課推進 G	9305
工業保安課火薬電気 G	9225
応急対策 T（指令情報室）	9313
統制室 6階	9880

(3) 県出先機関

横須賀土木事務所（局番号 410）	
所長	9230
管理課	9232
工務部道路維持課	9236
工務部道路都市課	9238
工務部河川砂防課	9239
FAX（災害対策室室）	9281
東部漁港事務所（局番号 426）	
工務課長	9202
漁港課長	9203

横三地域県政総合 C（局番号 401）	
総務部総務課	9202
総務部県民・安全防災課	9276
企画調整部	9216
環境部環境課	9210
環境部みどり課	9206
農政部地域農政推進課	9212
農政部農地課	9214
FAX（県民・安全防災課）	9291
FAX（県民・安全防災課）	9291

鎌倉保健福祉事務所 三崎センター (局番 433)	
管理課	9201
管理課	9209
FAX (管理課)	9200

水産技術センター (局番 426)	
有線電話室・漁業無線局	9201
有線電話室・漁業無線局	9209
FAX (有線電話室)	9200

(4) 神奈川県警本部

県警察本部 (局番号 638)	
警備部危機管理対策課	9201
警備部危機管理対策課	9209
総合指揮室	9202
FAX (総合指揮室)	9200

(5) 他市町 (三浦半島地区)

横須賀市 (局番号 550)	
市長室危機管理課	9201
消防局警防課	9211
消防局指令課 (通信司令室)	9212
FAX (危機管理課)	9240
FAX (消防局指令課通信指令室)	9230
FAX (情報調査室)	9200

鎌倉市 (局番号 552)	
消防本部 (指令情報課)	9201
消防本部指令管制室	9209
防災安全部総合防災課	9300
FAX (消防本部指令管制室)	9200

逗子市 (局番号 556)	
総務部総務課	9204
経営企画部防災安全課	9209
消防本部通信指令室	9306
FAX (消防本部通信指令室)	9300

葉山町 (局番号 567)	
消防本部消防総務課長	9201
総務部防災安全課	9307
FAX (消防本部作戦室)	9200
FAX (財政課)	9300

(6) 防災関係機関

陸自第31普通科連隊 (局番号 486)	
第3科	9201
第2科	9209
部隊当直司令室	9202

海自横須賀地方総監部 (局番号 637)	
オペレーションルーム	9201
FAX (オペレーションルーム)	9200
神奈川県医師会 (局番号 601)	

FAX (部隊当直指令室)	9220
FAX (第2科)	9200
第三管区海上保安本部 (局番号 481)	
運用指令センター (対策会議室)	9209
FAX (運用指令センター)	9200
横須賀海上保安本部 (局番号 482)	
通信指令室	9209
管理課	9202
FAX (通信室)	9200

救急医療中央情報センター 副センター長	9201
FAX (救急医療中央情報センター事務室)	9200
神奈川県歯科医師会 (局番号 602)	
事務室	9201
FAX (事務所)	9200
横浜地方気象台 (局番号 484)	
現業室	9209
FAX (現業室)	9200
横須賀オフサイトセンター (局番号 480)	
情報連絡室	9209
合同協議会室	9201

(7) ライフライン関係機関

東京電力パワーグリッド神奈川総支社 (局番号 660)	
統括グループ	9-660-2
警備員室	9-660-1
FAX (警備員室)	9-660-0
東京ガス神奈川ガスサービス 24 (局番号 661)	
事務室	9-661-1
FAX (事務室)	9-661-0
NTT 東日本神奈川事業部 (局番号 668)	
災害対策課	9-668-1
FAX (災害対策課)	9-668-0

京浜急行電鉄 (局番号 674)	
運輸指令	9-674-1
FAX (運輸指令)	9-674-0
NHK横浜放送局 (局番号 663)	
放送部ニュース班	9-663-1
FAX (放送部ニュース班)	9-663-0
神奈川県トラック協会 (局番号 680)	
事務室	9-680-1
FAX (事務室)	9-680-0

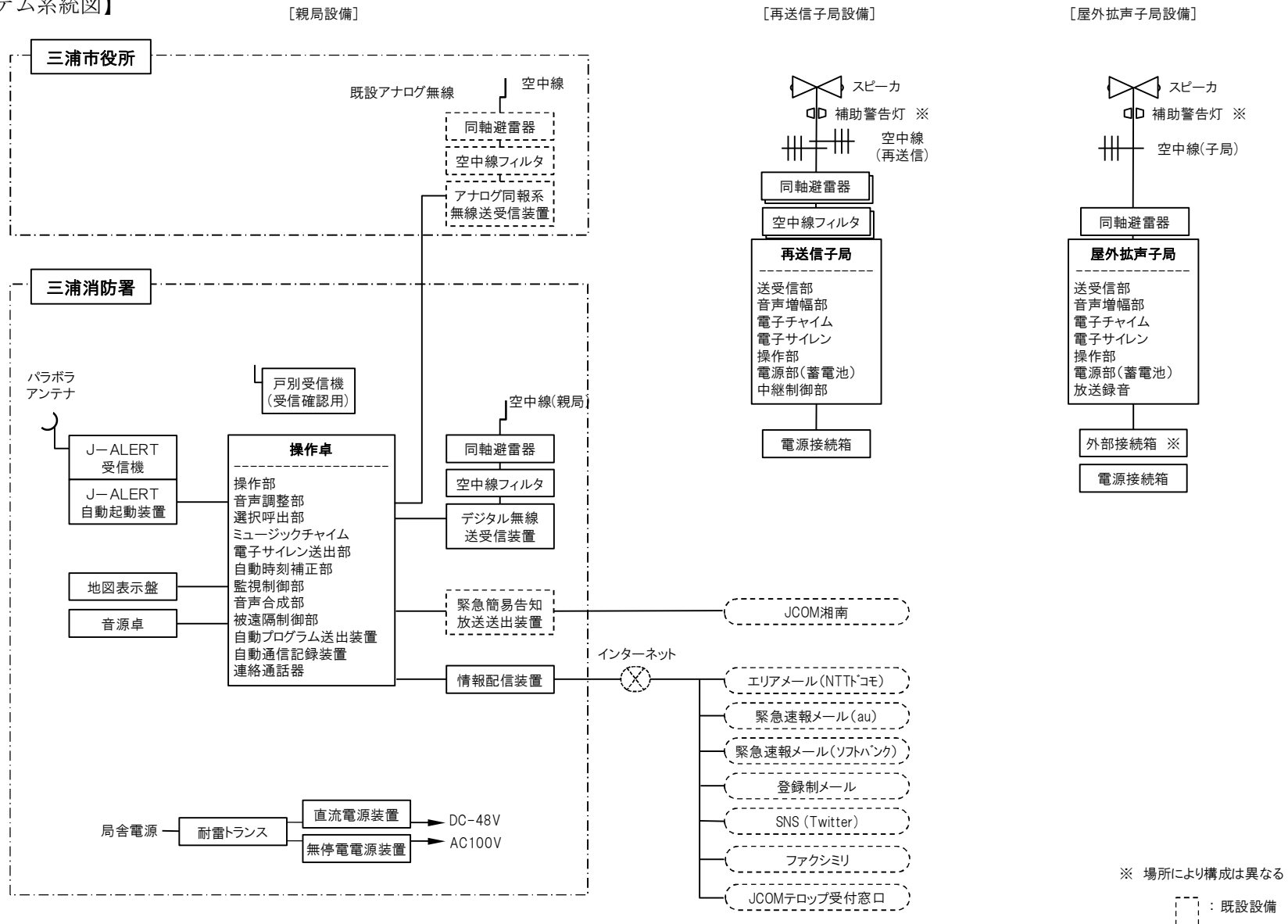
(8) 災害医療拠点病院

横須賀市立市民病院 (局番号 621)	
総務課	9201
医事課	9203
防災センター	9202
FAX (防災センター)	9200

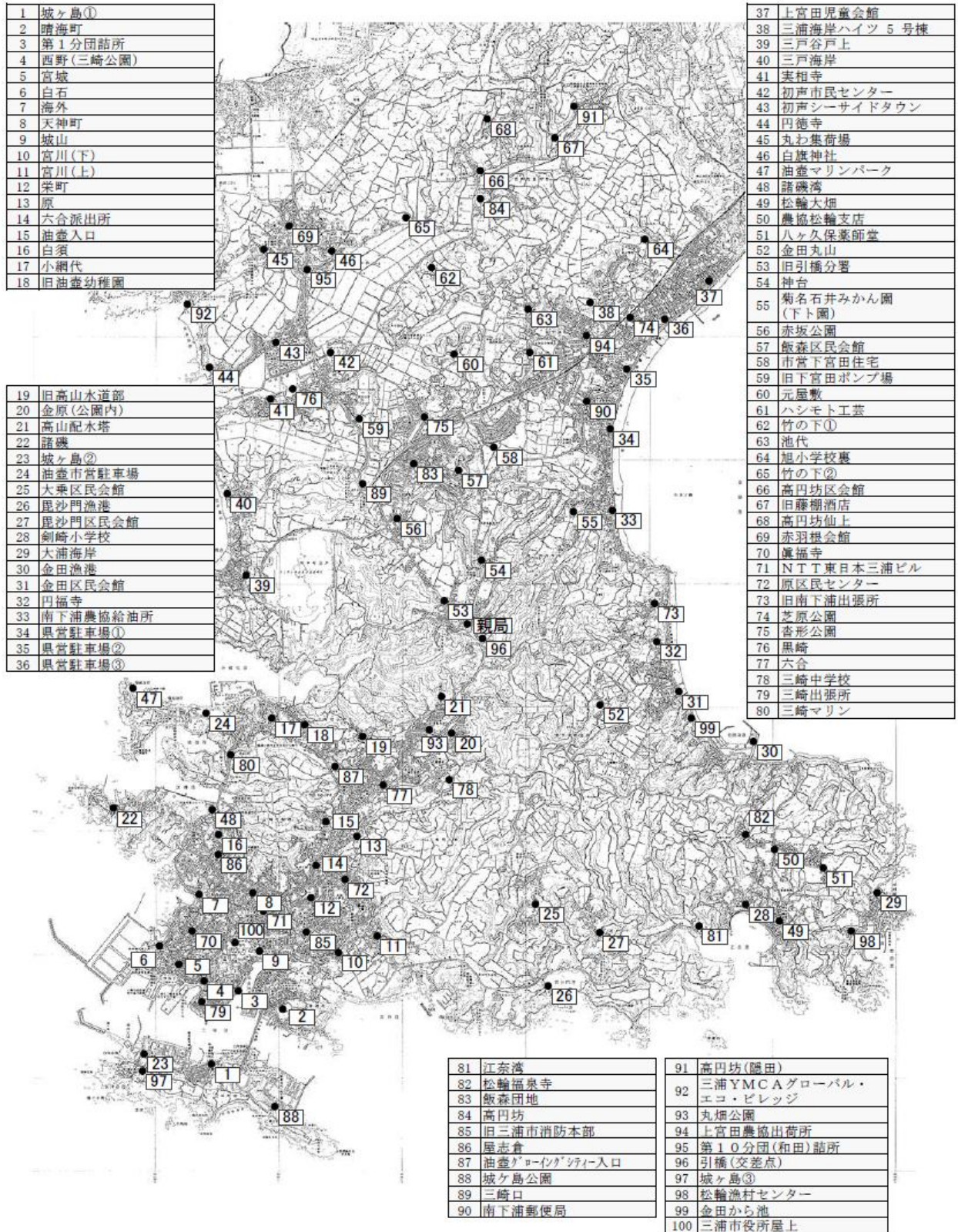
横須賀共済病院 (局番号 620)	
中央室	9201
総務課	9202
FAX (防災センター)	9200

2-7 三浦市防災行政無線システム系統図

【システム系統図】



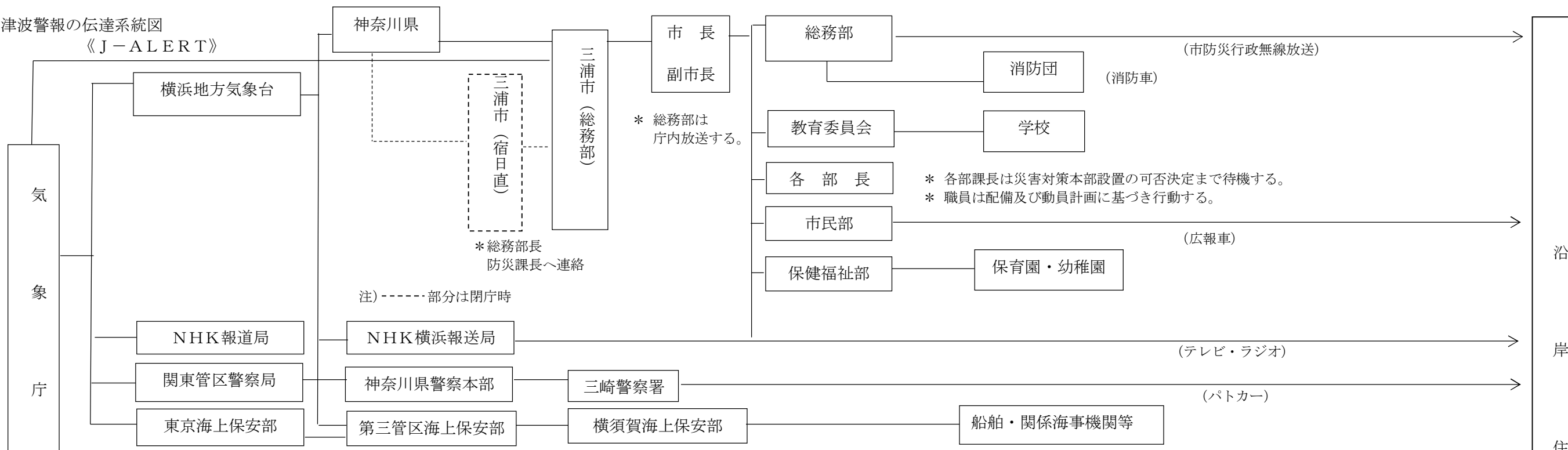
三浦市防災行政無線局固定系子局位置図



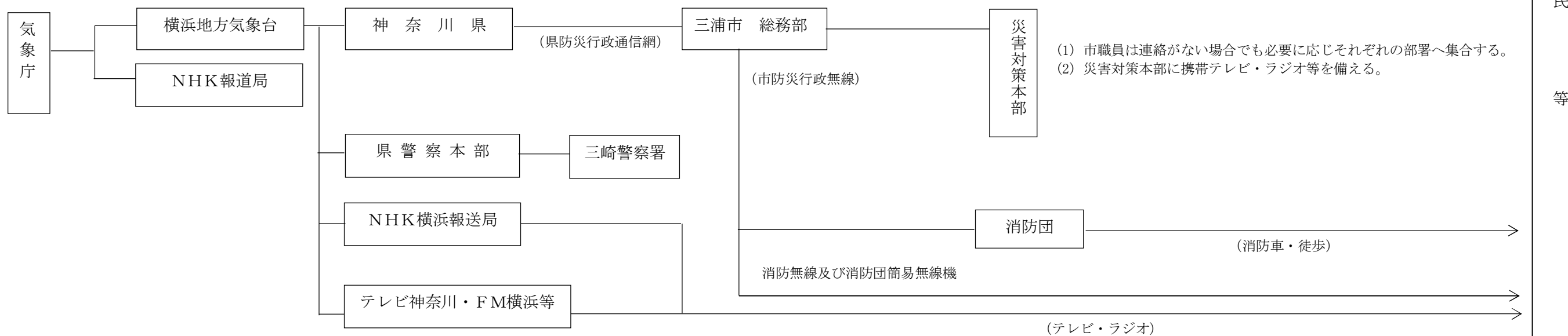
2-9 津波警報等伝達系統図及び伝達文例

1 津波警報の伝達系統図

《J-ALERT》



2 津波警報以外の津波情報及び地震情報の伝達系統部



(1) 総務部	(2) 関係部課	(3) 通報が必要な機関	(4) 津波に関する伝達は市内全域に行うが、そのうち重点的に行う地域、場所	○ 広報の手段	備考
三浦市防災課 ○市長の指示を受けて各部への連絡 ○市長 ○副市長	○経済部（水産） ・観光商工課 ・農産課 ・水産課 ・市場管理事務所	観光協会 農協	各海水浴場 漁業係累船舶 漁業関連施設 （魚市場の保全）	○現地での伝達活動は2人1組のグループ編成とする。 ○手段 ・電話 ・携帯用拡声器（ハンドマイク） ・市広報車	○海水浴シーズンにおける監視所の放送設備の活用
	○教育委員会 ・教育総務課	市内小中学校			○広報車での伝達は市域内の沿岸地域を重点的に行う
	○市民部 ・市民協働課				
	○保健福祉部 ・子ども課 ・高齢介護課 ・福祉課				
	○総務部 ・防災課	三浦市消防団		○消防団簡易無線機	○消防団は「津波災害時における消防団安全管理マニュアル」に基づき活動する。
各部等	都市環境部、上下水道部 病院事務局、議会事務局	各行政委員事務局	担当所管施設等の保全と連絡		
◎各部は、総務部からの情報を関係機関に伝達すると同時に関係機関からの情報も収集し総務部に報告する。					

総務部長が連絡し指示を受ける

※ 防災行政無線放送

★ 津波注意報
 こちらは、防災みうらです。
 「只今、津波注意報が発表されました。海岸付近にいる方は、津波に十分ご注意ください。」
 ※ 「 」を繰り返す

★ 津波警報発令
 【サイレン5秒吹鳴、6秒休止×2回】
 「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」
 ※ 《J-ALERT》対応
 ※ 以後、任意に繰り返し放送する。

★ 大津波警報発令
 【サイレン3秒吹鳴、2秒休止×3回】
 「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」
 ※ 《J-ALERT》対応
 ※ 以後、任意に繰り返し放送する。

3 被害調査

3-1 被害の分類認定基準

被害状況を報告する際の人、住家その他の被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

1 人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作

が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、

外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防

施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3 - 2 火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第 1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に届いたもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)

について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)の(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)の(イ)の(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)の(ウ)の(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。
ア 死者3人以上生じた火災
(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
A 建物等の用途、構造及び周囲の状況
b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
(イ) 火災の状況
a 発見及び通報の状況
b 避難の状況
イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
(ア) 発見及び通報の状況
(イ) 延焼拡大の理由
a 消防事情
b 都市構成
c 気象条件
d その他
(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
(エ) り災者の避難保護の状況
(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
ウ 林野火災
(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※ 必要に応じて図面を添付する。
(イ) 林野の植生
(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

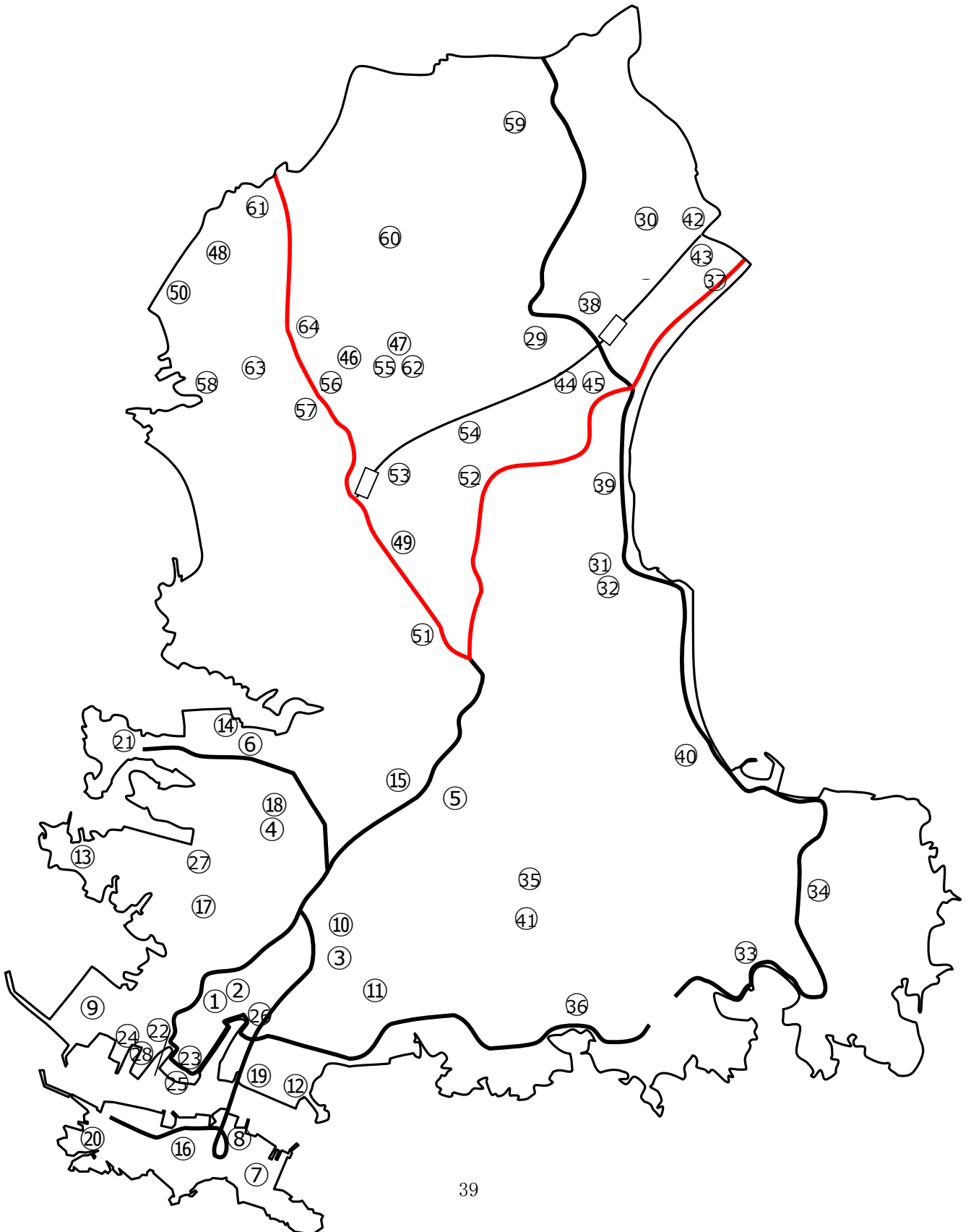
オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

4 避難・救護・防疫

4-1 地区別避難先一覽



三崎地区

	名称	所在地	電話番号	緊急避難場所					指定避難所	福祉等 避難所	備考
				土砂災害	風水害	地震	津波	大規模 な火事			
1	三崎小学校	三崎1丁目20-32	881-6191	○	○	○	○		○		
2	旧三崎中学校	城山町5-1	882-1111	○	○	○	○		○		
3	岬陽小学校	岬陽町10-1	881-6181	○	○	○	○	○	○		
4	名向小学校	三崎町諸磯65	881-6141	○	○	○	○	○	○		
5	三崎中学校	三崎町六合45-1	881-5243	○	○	○	○	○	○		
6	三浦市社会福祉協議会 暖館	三崎町小網代1369-1	888-7347						○	○	高齢者、乳幼児
7	県立城ヶ島公園	三崎町城ヶ島	881-6640	○	○	○	○	○			
8	県水産技術センター	三崎町城ヶ島養老子	882-2311	○	○	○	○				
9	白石区歌舞島会館	白石町21-31	882-1883	○	○						
10	原区民センター	原町3-13	882-6577	○	○						
11	宮川児童会館	宮川町12-6	—	○	○						
12	通り矢区民会館	晴海町16-17	—	○	○						
13	老人福祉保健センター	三崎町諸磯1870	882-6788	○	○						
14	小網代会館	三崎町小網代1286-47	881-0161	○	○						
15	油壺グローイングシティ自治会館	三崎町小網代54-37	881-2294	○	○						
16	城ヶ島区民センター	三崎町城ヶ島411	882-0801	○	○				○		
17	特養ホームはまゆう、たんぽぽ	三崎町諸磯1411-1	881-0167						○	○	高齢者
18	油壺幼稚園	三崎町諸磯79-1	881-6945						○	○	乳幼児
19	椿の御所幼稚園	向ヶ崎町11-1	881-5305						○	○	乳幼児
20	城ヶ島京急ホテル	三崎町城ヶ島693	881-5151							○	帰宅困難
21	ホテル京急油壺観潮荘	三崎町小網代1152	881-5211							○	帰宅困難
22	香山第3ビル	三崎5丁目2-1	—			○	○				
23	ツクイ・サンシャイン三浦	三崎2丁目21-14	—			○	○				
24	三崎水産物地方卸売市場	三崎5丁目245-7	882-1111			○	○				
25	三崎水産会館	三崎2丁目22-10	881-7251			○	○				開館時のみ使用可
26	はなことば三浦	諏訪町3-5	880-0170			○	○				
27	エデンの園	三崎町小網代1500	0120-374-165						○	○	高齢者
28	三浦市民ホール	三崎5-3-1	881-6721						○		

南下浦地区

	名称	所在地	電話番号	緊急避難場所					指定避難所	福祉等 避難所	備考
				土砂災害	風水害	地震	津波	大規模 な火事			
29	上宮田小学校	南下浦町上宮田3040	888-0053	○	○	○	○	○	○		
30	旭小学校	南下浦町上宮田950	888-2020	○	○	○	○	○	○		
31	南下浦小学校	南下浦町菊名1096	888-0545	○	○	○	○	○	○		
32	南下浦中学校	南下浦町金田206	888-0914	○	○	○	○	○	○		
33	剣崎小学校	南下浦町松輪1710	886-1042	○	○	○		○	○		
34	農協松輪支店	南下浦町松輪1287	886-1552	○	○	○	○				
35	農協大乘支店	南下浦町毘沙門1567-1	881-4553	○	○	○	○				
36	毘沙門区民会館	南下浦町毘沙門694	—	○	○						
37	上宮田児童会館	南下浦町上宮田516-2	—	○	○						
38	南下浦市民センター	南下浦町上宮田3274	888-1111	○	○						
39	菊名区民会館	南下浦町菊名162-1	—	○	○						
40	金田区民会館	南下浦町金田1018-2	—	○	○						
41	松輪会館	南下浦町松輪1185	886-0317	○	○						
42	三浦創生舎	南下浦町上宮田360	874-5851						○	○	障害者
43	三浦幼稚園	南下浦町上宮田479	888-3124						○	○	乳幼児
44	上宮田小羊保育園	南下浦町上宮田3190-1	888-5414						○	○	乳幼児
45	マホロバマイズ三浦	南下浦町上宮田3231	889-8900	○	○	○	○		○	○	帰宅困難

初声地区

	名称	所在地	電話番号	緊急避難場所					指定避難所	福祉等 避難所	備考
				土砂災害	風水害	地震	津波	大規模 な火事			
46	初声小学校	初声町下宮田3728	888-3120	○	○	○		○			
47	初声中学校	初声町下宮田3622	888-1150	○	○	○	○	○			
48	県立三浦初声高等学校和田キャンパス	初声町和田3023-1	888-1036	○	○	○	○	○			
49	三浦スポーツ公園(管理棟)	初声町下宮田437-2	888-8189			○	○	○			
50	三浦YMCAグローバル・エ・ウ・イレッジ ヒルサイト	初声町和田3136	888-2100	○	○	○	○	○			
51	引橋会館	初声町三戸22-3	—	○	○						
52	飯森区集会所	初声町下宮田326-2	—	○	○						
53	飯森仲田コミュニティハウス	初声町下宮田602-2	—	○	○						
54	京急ニュータウン三浦海岸自治会館	初声町下宮田891-21	—	○	○						
55	元屋敷会館	初声町下宮田1844-1	—	○	○						
56	初声市民センター	初声町入江200	888-6111	○	○						
57	神田黒崎区民会館	初声町入江242	—	○	○						
58	矢作区民会館	初声町入江275-5	—	○	○						
59	高円坊区会館	初声町高円坊1092	—	○	○						
60	竹ノ下区集会場	初声町和田1381	—	○	○						
61	赤羽根会館	初声町和田2752-14	888-0014	○	○						
62	美山特養ホーム	初声町下宮田1846	888-3048					○	○	高齢者	
63	県営初声シーサイドタウン(1号棟・8号棟)	初声町入江274-2	—			○	○				
64	三浦市総合体育館	初声町入江169	889-0404					○			

4 - 2 避難情報の発令基準一覧 (土砂災害・高潮・津波時)

避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、災害から身を守るため、危険度に応じて市が発令する情報で、このうち高齢者等・避難開始は、市民が早期に安全確保のための行動をとることができるよう呼びかけるもので、避難勧告は自主避難の、避難指示は避難のための必要情報を周知するためのものです。

避難勧告等は、以下の基準を総合的に勘案し必要な区域に発令します。

(1) 土砂災害

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発表され、かつ、その後も激しい雨が降り続く見込みがある場合 ・強い降雨を伴う台風や低気圧などが、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発表され、かつ、その後も激しい雨が降り続き、土砂災害警戒情報の発表が見込まれる場合 ・大雨警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・次にあげる土砂災害の前兆現象が確認された場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 斜面の亀裂 (2) 斜面のはらみ (3) 擁壁の亀裂 (4) 道路等の亀裂
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂災害警戒情報が発表され、かつ、その後も激しい雨が降り続く見込みがある場合 ・土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・次にあげる土砂災害の現象が確認された場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地鳴り、山鳴り (2) 斜面からの水の噴出 (3) 斜面の崩壊 (4) 落石 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

防災気象情報の対象：三浦市

(2) 高潮災害

区分	判断基準
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 ・油壺潮位観測所の潮位が数時間後に「危険潮位」に到達すると予想される場合 ・高潮注意報が発表され、夜間から翌日早朝までに当該注意報を警報に切り替える可能性が言及される場合 ・高潮注意報が発表され、当該注意報を警報に切り替える可能性が言及されている状況で、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・油壺潮位観測所の潮位が「危険潮位」を超えた場合 ・海岸堤防の倒壊が発生した場合 ・異常な越波又は越流が発生した場合

(防災気象情報の対象：三浦市)

(3) 津波災害

区分	判断基準
避難指示（緊急）	津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合

(津波予報区：相模湾・三浦半島)

<遠地地震による津波が発生したとき>

区分	判断基準
避難指示（緊急）	遠地地震に起因する津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合で、津波到達予測時刻まで2時間未満となったとき

(津波予報区：相模湾・三浦半島)

4-3 市内医療機関（医師会・歯科医師会）一覧

(1) 病院・診療所

病院名	診療科目	住所	電話番号
三浦市立病院	内科・神経内科・外科・整形外科・産婦人科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・脳神経外科	岬陽町4-33	882-2111
医療法人財団青山会 福井記念病院	精神科・神経科・内科	初声町高円坊1040-2	888-2145
はまゆう診療所 (はまゆう荘内)	内科	三崎町諸磯1411-1	881-6700
「遊楽の丘」診療所	内科	南下浦町上宮田3451	888-8000
ケアホーム三浦診療所	内科	初声町下宮田3516-1	888-5877
油壺エデンの園附属診療所	内科	三崎町諸磯1500	881-2150
飯島医院	内科・整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	東岡町10-1	881-5265
矢島内科医院	内科	天神町9-16	881-2467
クリニック油壺	内科・リウマチ科・膠原病内科・アレルギー科	尾上町18	883-3804
田中内科医院	内科・消化器科	栄町7-11	881-4678
三浦シーサイドクリニック	内科（血液透析）	南下浦町上宮田3384-1	888-1235
医療法人社団杏会 みなみ湘南医院	内科・外科・整形外科・消化器科・リウマチ科・リハビリテーション科	南下浦町上宮田1528-102	889-1211
三浦中央医院	内科・糖尿病内科・内分泌科	南下浦町上宮田1738-1	888-5010
医療法人社団杏会徳山診療所	内科・泌尿器科・小児科	南下浦町上宮田2785-1	888-5115
塩崎産婦人科	産科・婦人科	南下浦町上宮田2994-6	889-1103
栗原耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	南下浦町上宮田3111	889-1133
中江整形外科	整形外科・リハビリテーション科	南下浦町上宮田3124-8	888-3555
齊田皮フ科	皮膚科	南下浦町上宮田3125-1	888-3401
神奈川みなみ医療生活協同組合三浦診療所	内科・外科・マッサージ、整体、治療院（その他）	南下浦町上宮田3263-1	889-3388
桜井眼科医院	眼科	南下浦町上宮田3291-3	888-1555
社会福祉法人阿部睦会 美山養護老人ホーム診療室	内科	初声町下宮田1846	888-3048
社会福祉法人阿部睦会 美山特別養護老人ホーム診療室	内科	初声町下宮田1846	888-3048
あさい内科クリニック	内科・消化器科・循環器科・小児科	初声町下宮田入江76-1佐藤ビル1F	888-2217
にしやま小児科	小児科	三崎町六合315-1	881-3887
せりかわ内科クリニック	内科・循環器科・小児科	南下浦町上宮田3257-5	887-1666
マホロバクリニック	美容外科・形成外科	南下浦町上宮田3231 マホロバマインズ 三浦別館1F	889-2234
三浦海岸つばさクリニック	内科・漢方内科・小児科・皮膚科	南下浦町上宮田3231-3	887-3555
こだまクリニック	内科・循環器科	三崎町小網代1543-1	880-0358

(2) 歯科診療所

病院名	診療科目	住所	電話番号
沢田歯科クリニック	歯科	三崎3-7-14BSビル2F	881-7700
大野歯科医院	歯科	三崎5丁目2-15	882-3721
三上歯科医院	歯科・矯正・小児歯科・口腔外科	三崎町諸磯50	882-1801
おおさこ歯科医院	歯科	三崎町小網代44-1	882-0041
奥田歯科医院	歯科	三崎町小網代1579	881-4163
医療法人今村歯科医院	歯科・矯正	栄町5-2	882-0682
医療法人社団南州会井上クリニック	歯科・矯正・口腔外科	天神町4-17	882-4111
鈴木歯科クリニック	歯科	岬陽町2-30	881-7874
油壺歯科診療所	歯科	尾上町18	881-7881
永塚歯科クリニック	歯科	南下浦町上宮田511-2	889-4182
西崎歯科医院	歯科・矯正・小児歯科	南下浦町上宮田1098	888-4618
森田歯科医院	歯科	南下浦町上宮田1387-2 コスモ三浦海岸2F	888-8993
弓削歯科医院	歯科・矯正	南下浦町上宮田3166-21	889-0640
医療法人社団石井歯科医院	歯科・矯正・小児歯科・口腔外科	南下浦町上宮田3182-5 メゾナール石井101号	889-3047
医療法人港会三浦みなと歯科診療所	歯科	上宮田3182-5メゾナール石井	889-0647
石橋歯科医院	歯科	南下浦町上宮田3258	888-4323
医療法人社団三浦歯科医院	歯科・矯正・小児歯科	南下浦町上宮田木の間 1486-1	888-6481
医療法人社団hasse-family初声歯科クリニック	歯科・矯正・小児歯科	初声町下宮田489	888-6308
大石歯科医院	歯科	初声町下宮田466-1	888-1529
医療法人駿英会みさき歯科クリニック	歯科・小児歯科・口腔外科	初声町下宮田字仲田 601-5	888-5008
医療法人社団石渡歯科医院和田の里歯科診療所	歯科・矯正・小児歯科	初声町和田3037	889-1182
医療法人社団啓真会まさ歯科クリニック	歯科・矯正・小児歯科・歯科口腔外科	初声町入江273-3	889-2588

4-4 医薬品取扱業者（薬剤師会薬局）一覧

No.	薬 局 名	所 在 地	電 話
1	佐藤薬局本店	三崎3丁目4-11	881-3577
2	イワノ薬局支店	三崎3丁目6-8	881-2629
3	佐藤日出男薬局六合店	三崎町六合321	881-4524
4	佐藤日出男薬局	三崎町諸磯964	882-3160
5	マルユウ油壺薬局	三崎町諸磯1290-33	882-6164
6	東岡薬局	東岡町10-38	881-6680
7	天神町薬局	天神町9-12	882-2241
8	佐藤日出男薬局原町店	原町2-23 相沢ビル1階	880-0620
9	シフトみさき薬局	岬陽町3-23	880-1310
10	みうらメロン薬局	岬陽町3-24	880-1771
11	佐藤薬局初声営業所	初声町入江76-1	888-1511
12	たいよう薬局	南下浦町上宮田3125	888-5107
13	ぼーしゅうや薬局	南下浦町上宮田3257	889-0888
14	三浦海岸薬局	南下浦町上宮田3202-4	888-7503
15	わかば薬局三浦	初声町高円坊1146	889-0791
16	日本調剤油壺薬局	三崎町諸磯1902-1	880-1225
17	リブラ薬局 三浦店	南下浦町上宮田1527-8	889-2121
18	なぎさ薬局	南下浦町上宮田3262-4	889-2421

4-5 火葬場

施設名	所在地	電話
三浦市火葬場	三崎町六合 1019	881-2491

4-6 ごみ収集車等車両一覧

ごみ収集車

車種	積載量	台数(台)
ダンプ車	2.00 t	7
プレスパッカー車	3.30 t	1
プレスパッカー車	2.55 t	2
プレスパッカー車	2.35 t	1
プレスパッカー車	2.00 t	5
ロールパッカー車	2.25 t	1
ロールパッカー車	2.00 t	2
ロールパッカー車(モニター)	2.00 t	1
リフトゲート付ダンプ車	2.00 t	1
パワーローダー付ダンプ車	2.00 t	1
軽ダンプ車	0.35 t	1
フォークリフト		1
※以下、敷地内のみ使用		
ショベルローダー		1
パワーローダー		1
フォークリフト		1
計		27

4-7 ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力 (1日あたり)
三浦市環境センター	南下浦町毘沙門 11-2	61 t (休止中)

4-8 し尿収集車両及び配置作業員の状況

所属区分		収集車両 (真空車) (台)	作業員 (人)	収集区分
代 行	(有) 三浦衛生社 (し尿及び浄化槽)	5	9	3社で全市域を収集
	(有) 岬興業 (し尿及び浄化槽)	4	8	
	(有) 美好興業 (浄化槽のみ)	1	2	
合 計		10	19	—

4-9 し尿処理施設の現況

施設名	所在地	計画処理量 (1日あたり)
三浦バイオマスセンター (三浦地域資源ユーズ(株)所有施設)	南下浦町毘沙門字大乘谷 2305-6	し尿・浄化槽汚泥：約 65K l / 日 農作物収穫残渣：約 20 t / 日 水産残渣：約 0.5 t / 日 公共下水道汚泥：約 4 t / 日

4-10 汚水処理施設

施設名	所在地	処理能力 (1日あたり)
東部浄化センター	南下浦町金田 2736-5	全体計画：14,700 m ³ /日 平成 15 年度末：8,050 m ³ /日

4-11 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴う要配慮者利用施設一覧表（サービス別）

通所介護（デイサービス）：通所して利用する

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	ケアセンター南下浦羊の家	南下浦町上宮田3195-1	居宅介護支援	敷地内一部が区域内
2	ルナランド デイサービス	南下浦町上宮田3368-1	居宅介護支援	区域内

通所リハビリテーション（デイケア）

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	介護老人保健施設 なぎさ	南下浦町上宮田1308	居宅介護支援・短期入所療養介護・介護老人保健施設	区域内

短期入所生活介護（ショートステイ）

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	はまゆう高齢者ケアプラザ 短期入所事業部	三崎町諸磯1411-1	居宅介護支援・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型通所介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	区域内
2	美山短期入所サービスセンター	初声町下宮田1846	居宅介護支援・介護老人福祉施設・地域密着型通所介護	区域内
3	たんぼぼ	三崎町諸磯1411-1	居宅介護支援・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型通所介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	区域内
4	リフレ油壺	三崎町諸磯1742-1	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	区域内
5	美山短期ユニットサービスセンター	初声町下宮田1846	居宅介護支援・介護老人福祉施設・地域密着型通所介護	区域内

短期入所療養介護（ショートステイ）

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	介護老人保健施設 なぎさ	南下浦町上宮田1308	居宅介護支援・通所リハビリテーション・介護老人保健施設	区域内

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	介護付有料老人ホーム 油壺エデンの園	三崎町諸磯1500	訪問看護	敷地一部及び近接道路が区域内
2	有料老人ホーム サニーライフ三浦	初声町下宮田2764-1	—	区域内
3	有料老人ホーム アーブル・ヴェール	三崎町諸磯1112-17	地域密着型通所介護	区域内
4	リフレ油壺	三崎町諸磯1742-1	短期入所生活介護	区域内
5	バストライフ油壺	三崎町諸磯1924-1	—	区域内
6	はなことば三浦	諏訪町3-5	—	区域内

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	美山特養ホーム	初声町下宮田1846	居宅介護支援・短期入所生活介護・地域密着型通所介護	区域内
2	特別養護老人ホーム はまゆう	三崎町諸磯1411-1	居宅介護支援・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	区域内
3	美山ユニット特養ホーム	初声町下宮田1846	居宅介護支援・短期入所生活介護・地域密着型通所介護	区域内

介護老人保健施設

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	介護老人保健施設 なぎさ	南下浦町上宮田1308	居宅介護支援・通所リハビリテーション・短期入所療養介護	区域内

認知症対応型通所介護

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	グループホームあおぞら三浦海岸	南下浦町上宮田3444	認知症対応型共同生活介護	区域内

小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	小規模多機能型居宅介護事業所 はつらつ	南下浦町菊名1258-3	—	区域内
2	小規模多機能型居宅介護事業所 湯ごころ	南下浦町菊名1258-3	—	区域内

地域密着型通所介護

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	はまゆう高齢者ケアプラザ デイサービスセンター	三崎町諸磯1411-1	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	区域内
2	美山通所介護サービスセンター	初声町下宮田1846	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護老人福祉施設	区域内
3	機能訓練特化型デイサービス アーブル・ヴェール	三崎町諸磯1112-17	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	区域内
4	デイサービス本舗 三崎	城山町15-7	—	区域内

認知症対応型共同生活介護

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	グループホーム三浦こもれび	初声町高円坊1452	—	区域内
2	三浦市総合福祉センター グループホーム	南下浦町菊名1258-3	—	区域内
3	グループホーム宮川	宮川町17-19	—	区域内
4	三浦市総合福祉センター グループホーム第2	南下浦町菊名1258-3	—	区域内
5	グループホームあおぞら三崎	三崎町小綱代20-1	—	施設周辺が区域
6	グループホームあおぞら三浦海岸	南下浦町上宮田3444	認知症対応型通所介護	区域内

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	たんぼぼ	三崎町諸磯1411-1	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型通所介護	区域内

有料老人ホーム

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	あんじゅ三浦海岸	南下浦町上宮田3368-1		区域内
2	かしこ三崎口	初声町下宮田169-1		区域内

障害福祉サービス事業所

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	ゆあはうすかしこ	初声町下宮田169-1	外部サービス利用型共同生活援助	区域内
2	就労支援センターどんまい	南下浦町菊名1258-3	就労移行支援、就労継続支援B型	区域内
3	フレンドリアメゾンみうら	初声町和田2986	共同生活援助（介護サービス包括型）	区域内

病院、診療所、助産所

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	三浦市立病院	岬陽町4-33		駐車場一部が区域内

幼稚園、保育園

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	楳の御所幼稚園	向ヶ崎町11-1		区域内
2	三崎二葉保育園	城山4-4		区域内
3	初声保育園	初声町高円坊395-1		敷地付近道路が区域
4	上宮田小羊保育園	上宮田3190-1		敷地一部及び道路が区域
5	城ヶ島保育園	城ヶ島451		区域内

学校

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	三崎小学校	三浦市三崎1-20-32		区域内
2	名向小学校	三浦市三崎町諸磯65		敷地一部が区域内
3	南下浦小学校	三浦市南下浦町菊名1096		区域内
4	上宮田小学校	三浦市南下浦町上宮田3040		区域内
5	旭小学校	三浦市南下浦町上宮田950		区域内
6	初声小学校	三浦市初声町下宮田3728		体育館が区域内
7	三崎中学校	三浦市三崎町六合45-1		体育館及び敷地一部が区域
8	南下浦中学校	三浦市南下浦町金田206		区域内
9	初声中学校	三浦市初声町下宮田3622		敷地一部が区域内
10	県立三浦初声高校 和田キャンパス	三浦市初声町和田3023-1		敷地一部が区域内

学童クラブ

No.	事業所名	所在地	同一敷地で実施する他のサービス	警戒区域の状況
1	学童保育とびうおクラブ	南下浦町上宮田3040		区域内

4-12 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
の改正に伴う要配慮者利用施設一覧表（警戒区域別）

No.	警戒区域名称	施設名	所在地	指定区域	種別
1	南下浦町上宮田6	旭小学校	三浦市南下浦町上宮田950	警戒区域	急傾斜地
2		介護老人保健施設 なぎさ(デイケア)	南下浦町上宮田1308	警戒区域	急傾斜地
3		介護老人保健施設 なぎさ ショートステイ	南下浦町上宮田1308	警戒区域	急傾斜地
4		介護老人保健施設 なぎさ	南下浦町上宮田1308	警戒区域	急傾斜地
5	南下浦町上宮田9	上宮田小学校	三浦市南下浦町上宮田3040	警戒区域	急傾斜地
6		学童保育とびうおクラブ	南下浦町上宮田3040	警戒区域	急傾斜地
7	南下浦町上宮田14	ケアセンター南下浦羊の家	南下浦町上宮田3195-1	警戒区域	急傾斜地
8		上宮田小羊保育園	南下浦町上宮田3190-1	警戒区域	急傾斜地
9		あんじゅ三浦海岸	南下浦町上宮田3368-1	警戒区域	急傾斜地
10		ルナランド デイサービス	南下浦町上宮田3368-1	警戒区域	急傾斜地
11		上宮田小羊保育園	上宮田3190-1	警戒区域	急傾斜地
12	南下浦上宮田15	グループホームあおぞら三浦海岸(認知症対応型通所介護)	南下浦町上宮田3444	警戒区域	急傾斜地
13		グループホームあおぞら三浦海岸(認知症対応型共同生活介護)	南下浦町上宮田3444	警戒区域	急傾斜地
14	南下浦菊名11	小規模多機能型居宅介護事業所 はつらつ	南下浦町菊名1258-3	警戒区域	急傾斜地
15		小規模多機能型居宅介護事業所 湯ころ	南下浦町菊名1258-3	警戒区域	急傾斜地
16		三浦市総合福祉センター グループホーム	南下浦町菊名1258-3	警戒区域	急傾斜地
17		三浦市総合福祉センター グループホーム第2	南下浦町菊名1258-3	警戒区域	急傾斜地
18		就労支援センターどんまい	南下浦町菊名1258-3	警戒区域	急傾斜地
19	南下浦町菊名12	南下浦小学校	三浦市南下浦町菊名1096	警戒区域	急傾斜地
20	初声町下宮田1	有料老人ホーム サニーライフ三浦	初声町下宮田2764-1	警戒区域	急傾斜地
21	初声町下宮田2	初声小学校	三浦市初声町下宮田3728	警戒区域	急傾斜地
22	初声町下宮田3	美山短期入所サービスセンター	初声町下宮田1846	警戒区域	急傾斜地
23		美山短期ユニットサービスセンター	初声町下宮田1846	警戒区域	急傾斜地
24		美山特養ホーム(特別養護老人ホーム)	初声町下宮田1846	警戒区域	急傾斜地
25		美山ユニット特養ホーム	初声町下宮田1846	警戒区域	急傾斜地
26		美山通所介護サービスセンター	初声町下宮田1846	警戒区域	急傾斜地
27	初声中学校	三浦市初声町下宮田3622	警戒区域	急傾斜地	
28	初声町三戸11	かしこ三崎口	初声町下宮田169-1	警戒区域	急傾斜地
29		ゆあはうすかしこ	初声町下宮田169-1	警戒区域	急傾斜地
30	初声町和田1	フレンジイアメンみうら	初声町和田2986	警戒区域	急傾斜地
31		県立三浦初声高校 和田キャンパス	三浦市初声町和田3023-1	警戒区域	急傾斜地
32	初声町高円坊1	グループホーム三浦こもれび	初声町高円坊1452	警戒区域	急傾斜地
33	初声町高円坊9	初声保育園	初声町高円坊395-1	警戒区域	急傾斜地
34	南下浦町金田1	南下浦中学校	三浦市南下浦町金田206	警戒区域	急傾斜地
35	南下浦町金田13	三崎中学校	三浦市三崎町六合45-1	警戒区域	急傾斜地
36	三崎町諸磯2	はまゆう高齢者ケアプラザ 短期入所事業部	三崎町諸磯1411-1	警戒区域	急傾斜地
37		たんぼぼ(ショートステイ)	三崎町諸磯1411-1	警戒区域	急傾斜地
38		介護付有料老人ホーム 油壺エデンの園	三崎町諸磯1500	警戒区域	急傾斜地
39		特別養護老人ホーム はまゆう	三崎町諸磯1411-1	警戒区域	急傾斜地
40		はまゆう高齢者ケアプラザ デイサービスセンター	三崎町諸磯1411-1	警戒区域	急傾斜地
41	たんぼぼ(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	三崎町諸磯1411-1	警戒区域	急傾斜地	
42	三崎町諸磯4	名向小学校	三浦市三崎町諸磯65	警戒区域	急傾斜地
43	三崎町諸磯5	有料老人ホーム アーブル・ヴェール	三崎町諸磯1112-17	警戒区域	急傾斜地
44		機能訓練特化型デイサービス アーブル・ヴェール	三崎町諸磯1112-17	警戒区域	急傾斜地
45	三崎町諸磯8	リフレ油壺(ショートステイ)	三崎町諸磯1742-1	警戒区域	急傾斜地
46		リフレ油壺(有料老人ホーム)	三崎町諸磯1742-1	警戒区域	急傾斜地
47	三崎町小網代4	グループホームあおぞら三崎	三崎町小網代20-1	警戒区域	急傾斜地
48	三崎町小網代7	ベストライフ油壺	三崎町諸磯1924-1	警戒区域	急傾斜地
49	宮川1	グループホーム宮川	宮川町17-19	警戒区域	急傾斜地
50	向ヶ崎1-2	はなことば三浦	諏訪町3-5	警戒区域	急傾斜地
51	向ヶ崎1-8	椿の御所幼稚園	向ヶ崎町11-1	警戒区域	急傾斜地
52	城山1	デイサービス本舗 三崎	城山町15-7	警戒区域	急傾斜地
53	城山2	三崎二葉保育園	城山4-4	警戒区域	急傾斜地
54	栄町1	三浦市立病院	岬陽町4-33	警戒区域	急傾斜地
55	三崎町城ヶ島1-16	城ヶ島保育園	城ヶ島451	警戒区域	急傾斜地
56	三崎1丁目1	三崎小学校	三浦市三崎1-20-32	警戒区域	急傾斜地

5 ライフライン

5-1 配水池施設一覧

名 称	所 在 地	構 造	形状寸法 (m)	容量 (m ³)
高 山 配 水 池	三崎町小網代字高山	鉄筋コンクリート造	円筒型 内径 36×深さ 5.5	5,500
ずい道配水池	初声町下宮田字入ノ沢 三崎町小網代字水谷戸	鉄筋コンクリート造	馬蹄形 内径 (5.0×5.8) × 長さ 750	20,000
小網代配水塔	三崎町小網代字道庭	全溶接鋼板製	円筒型 内径 10×高さ 28	2,200
引橋配水池	三崎町小網代字丸畑	鉄筋コンクリート造	角型 7.85×8×4×2 池	500
		鉄筋コンクリート造	角型 10×10×4×2 池	800
松輪配水池	南下浦町金田字鋒	ステンレス鋼板製	円筒型 外 12 (内 8.4) × 高 10 (2層式)	1,000
計		—		30,000

5 - 2 水源施設一覧

水源別	所在地	口径 (mm)	深さ (m)	取水量 (m3)
三戸水源井	初声町三戸字池ノ上	300	100.0	休止中
上宮田1号水源井	南下浦町菊名字奥越	300	100.0	休止中
上宮田2号水源井	南下浦町菊名字奥越	300	100.0	休止中
飯森水源井	初声町下宮田字入ノ沢	300	130.0	休止中
高円坊2号水源井	初声町高円坊字渡戸	300	150.0	休止中
高円坊3号水源井	初声町高円坊字黒根	300	150.0	休止中
高円坊4号水源井	初声町高円坊字細田	300	59.4	休止中
小網代水源井	三崎町小網代字大米	300	100.0	休止中
下宮田水源井	初声町下宮田字風早	300	56.0	休止中
松輪1号水源井	南下浦町松輪字田鳥原	300	62.0	休止中
松輪2号水源井	南下浦町松輪字田鳥原	300	93.0	休止中
毘沙門水源井	南下浦町毘沙門字亀甲山	300	130.0	休止中
小計	—			0
市外水源				29,300
合計	—			29.300

※水質悪化により、井戸水源は休止としている。

総務省への公営企業経営健全化計画（H19～H23）の中で、平成20年度末に高円坊2号水源井を休止、また、平成21年度末に下宮田水源井、毘沙門水源井を休止。

平成23年度末に、三戸、上宮田1号及び2号、飯森の各水源を休止。平成23年度末をもって、全井戸の取水を停止した。